

キャンセルポリシー規程

運営委員会

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人 日本トライボロジー学会(以下「本会」)が主催する各種行事に関して、参加費・受講料等の費用に対するキャンセルおよび返金の取扱いを定めることを目的とする。

(対象となる費用)

第2条

本規程の対象となる費用は、以下の通りとする。

- ・学術講演会(トライボロジー会議)
- ・講習会
- ・セミナー
- ・シンポジウム
- ・研究会
- ・国際会議 等に関する
 - －参加登録料
 - －懇親会費
 - －予稿集代
 - －企業展示出展費
 - －受講料 等

(費用発生の時期)

第3条

発表者は、発表登録を完了した時点で費用が発生するものとする。

2. 参加者(聴講・視聴のみ)は、申込登録を完了した時点で費用が発生するものとする。

(返金の原則)

第4条

参加登録後に支払われた費用は、原則として返金しない。ただし、第6条に定める場合を除き、いかなる事由による参加取消・不参加であっても返金を行わない。

(開催中止の判断)

第5条

本会は、以下の事由により行事の開催が困難と判断した場合には、開催を中止することがある。

- ・大規模災害の発生
- ・気象特別警報または暴風警報の発令
- ・感染症の流行 等

複数日開催の行事においては、一日単位で開催可否の判断を行うことがある。

(開催中止時の告知および費用の取扱い)

第6条

行事の中止が決定された場合、本会 Web サイトおよび当該行事の Web サイトにて告知を行う。

2. 上記理由により行事が中止された場合であっても、原則参加費等の返金を行わないが、運営側の都合などの理由で行事を中止と判断したとき、参加者や発表者に参加費等の返金を行う場合がある。
3. 大会会場で発表が行われなかった場合であっても、予稿集が公開され公知となった時点で、発表は成立したものとして取り扱う。
4. 前項に示す発表は、特許出願の新規性喪失の例外規定の対象となる公開行為であり、発明の新規性を保持したまま特許出願が可能である。

(懇親会・視察会の費用)

第7条

懇親会または視察会が中止となった場合には、支払済の費用の取り扱いについて、別途参加申込者に対し案内を行うものとする。

(その他)

第8条

各委員会は、上記に定めのない事案について、必要に応じ適宜キャンセルポリシーを定めることができる。

(改定記録)

2025年10月17日 理事会承認・・・制定